

## 河川法

### 1. 案内情報

- 手続名 : 管理主任技術者に関する届出  
手続根拠 : 河川法第50条第2項  
河川法施行規則第28条  
手続対象者 : ダムを設置する者  
提出時期 : 管理主任技術者を選任したとき  
提出方法 : 河川法施行規則別記様式第十六による届出書を作成し、  
河川管理者（地方整備局長等又は都道府県知事）に提出する。  
手数料 : 無し  
添付書類・部数 : なし  
申請書様式 : 河川法施行規則別記様式第十六の様式  
記載要領・記載例 : 当該ダムを管理する各地方整備局等又は都道府県の担当課にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

問い合わせ・相談窓口：

（河川管理者が国土交通大臣の場合）

北海道開発局建設部河川管理課	011	709	2311（内線 5320）
東北地方整備局河川部河川管理課	022	225	2171（内線 3771）
関東地方整備局河川部河川管理課	048	601	3151（内線 3771）
北陸地方整備局河川部河川管理課	025 - 266 - 1771		（内線 3771）
中部地方整備局河川部河川管理課	052	962	6311（内線 3771）
近畿地方整備局河川部河川管理課	06	6942	1141（内線 3771）
中国地方整備局河川部河川管理課	082	221	9231（内線 3771）
四国地方整備局河川部河川管理課	087	851	8061（内線 3771）
九州地方整備局河川部河川管理課	092	471	6331（内線 3771）
沖縄総合事務局河川課	098	866	0031（内線 3771）

（河川管理者が都道府県知事の場合）

各都道府県の河川課等

受付時間： 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口： 上記問い合わせ先

### 3. 手続情報

- 審査基準 : なし  
標準処理期間 : なし  
不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。